

# 第3次広島市環境基本計画（素案）の策定について

## 環境基本計画とは

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」という。）に基づき、本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る。

### 1 第3次環境基本計画の概要 (1) 基本方針

#### ア 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

- 環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化
- 各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保し、大綱化を図る。

#### イ 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

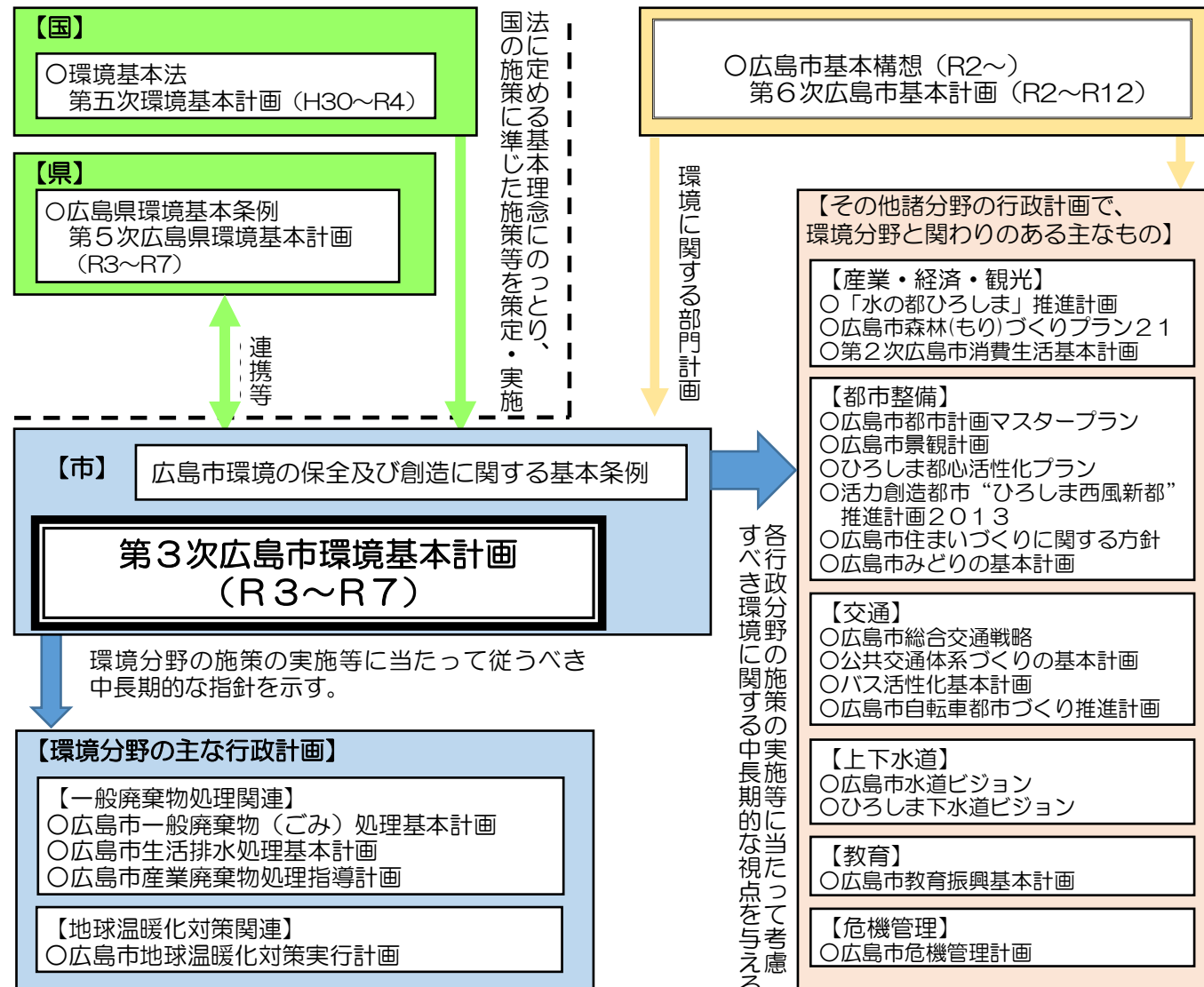
基本条例に定める基本理念の下、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付ける。

#### ウ 総合的・横断的視点の設定

環境問題は様々な問題が複雑に絡み、その解決には様々な側面から多面的に捉え、的確な対応を行っていく必要があることから、諸施策の展開等に当たって、総合的・横断的視点を設定する。また、様々な分野の課題に対して持続可能な開発目標（SDGs）と本計画を関連付けることにより、各行政分野における施策の検討・実施に当たっての具体的な取組の方向性を示すとともに、その着実な達成に寄与する。

### (2) 計画の位置付け

環境分野の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。



### (3) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

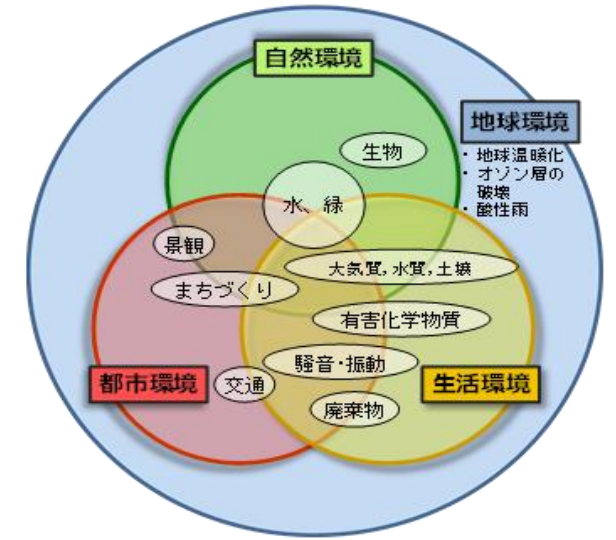
### (4) 対象地域

計画の対象とする地域は、本市の区域とする。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合がある。

### (5) 対象とする環境区分

計画の対象とする環境は、次の四つに区分する。

- ア 自然環境**  
水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境
- イ 都市環境**  
まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わり合いが深い事象を要素として捉えた環境
- ウ 生活環境**  
市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境
- エ 地球環境**  
地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境



※ 環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にある。

### (6) 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）

被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していく必要がある。こうした思いや基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定する。

「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、  
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

### (7) 基本目標

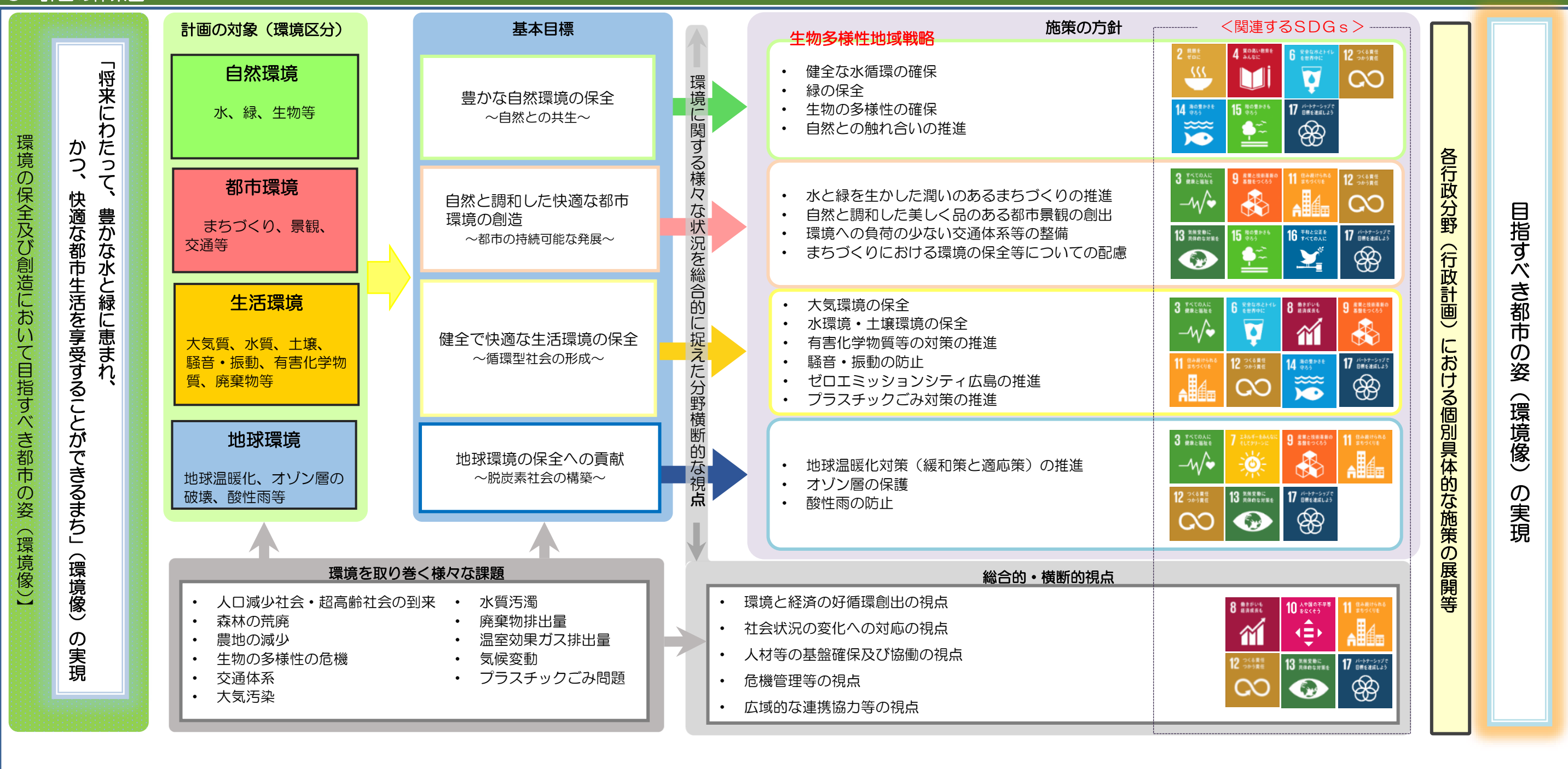
本市が目指すべき環境像を実現するには、本市の特性等を踏まえた上で、四つの環境区分全てを将来にわたって維持し、又は向上させることが不可欠である。このため、自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境についての基本目標を、次のとおり設定する。

- ア 豊かな自然環境の保全** ～自然との共生～  
※ 生物多様性地域戦略として位置付ける。（生物多様性基本法第13条に基づく、本市における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画）
- イ 自然と調和した快適な都市環境の創造** ～都市の持続可能な発展～
- ウ 健全で快適な生活環境の保全** ～循環型社会の形成～
- エ 地球環境の保全への貢献** ～脱炭素社会の構築～

## 2 主な改正ポイント

- (1) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の活用  
 様々な環境課題について、各行政分野における施策の検討・実施に当たっての方向性を示すため、分野横断的な目標であるSDGsを関連付ける。
- (2) 広域的な連携協力等の視点の強化  
 広島広域都市圏発展ビジョンを踏まえつつ、水循環の確保や緑の保全、廃棄物の適正処理など各環境区分における広域的な取組の推進を図るための方向性を示す。
- (3) 地球温暖化対策  
 国においては、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したところであり、本市においても、こうした動向を踏まえつつ、緩和策と適応策の双方の重要性や取組強化の必要性などの対策の方向性を示す。
- (4) 生物の多様性の確保  
 地球温暖化による自然環境の変化、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱などにより、種の保存が危機に瀕しており、本市の実情に応じた生物の多様性の確保についての方向性を示す。
- (5) プラスチックごみ対策  
 国内におけるプラスチック資源循環の構築が求められている中、プラスチックごみの更なる削減やリユース・リサイクル、海洋への流出防止対策についての方向性を示す。
- (6) 市民・事業者・行政による協働体制の構築  
 様々な環境問題における諸課題を解決するために、市民1人1人が意識して取り組んでいくこと、市民・事業者が協力して取り組んでいくこと、そして行政が責任を持って取り組んでいくことなど、それぞれの役割分担を踏まえた協働体制の構築を図る。

## 3 計画の体系図





## 4 総合的・横断的視点等

### (1) 総合的・横断的視点

今後ますます複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を次のとおり設定している。

環境問題に的確に対応するためには、これらの視点に限定されることなく、このほかにも様々な視点を持ちあわせて、様々な局面において生ずる新たな課題に留意し続ける必要がある。

#### ア 環境と経済の好循環創出の視点

環境の保全等に係るビジネスが経済を発展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらに、それが環境の保全等に資する。



#### イ 社会状況の変化への対応の視点

人口減少、高齢化社会の到来など、今後の社会状況の変化を踏まえ、環境保全活動の担い手の確保・育成、地域コミュニティの活性化等を通じて環境の保全及び創造に取り組むとともに、地域の特性等にに応じた、公共交通を中心としたネットワークの構築、生活サービス機能の集積による集約型都市構造の形成等に配慮しながらまちづくりを進める。



#### ウ 人材等の基盤確保及び協働の視点

市民、事業者、行政等の各主体の特性等を踏まえた上で、それぞれの環境意識を向上させて、倫理的消費（エシカル消費）などの具体的な行動に結び付くように配慮するとともに、自助・公助・共助の考えに基づいて各主体の役割分担と責任を明確にし、多様な立場の人々の連携・協働を推進する。



#### エ 危機管理等の視点

予防的な取組方法の考え方に基づき、防災又は減災に係る対応、地球温暖化に伴う気候変動による熱中症や新たな感染症など、様々な影響の防止又は軽減に係る対応その他様々な危機等への対応に配慮しながら、安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを推進する。



#### オ 広域的な連携協力等の視点

広島広域都市圏の目指す将来像も見据えながら、関係地方公共団体等相互の連携協力を確保し、また、世界に対する本市の情報発信力を活用するなどして国際的な連携を図る。



### (2) 環境配慮指針

広島市環境影響評価条例第4条第1項の規定に基づき、環境配慮指針を策定し、これを公表している。

この環境配慮指針は、一定規模以上の開発事業等を対象とするものだが、そのほか、環境に影響を及ぼすおそれがある事業を伴う計画の策定、当該事業の計画の構想及び立案段階における指針として活用されることが期待される。

## 5 施策の方針

本市が目指すべき環境像の実現に向け、施策の方針を示すとともに、各施策の方針に関する指標であって参考となるものについて、現状及び目指すべき方向を示す。

### 第1節 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～



本節を本市の「**生物多様性地域戦略**」に位置付け、生物の多様性を将来にわたって確保するための具体的な取組の方向性を示します

#### 1 健全な水循環の確保

森林の管理等により、森林等が持つ水源涵養等の公益的機能を強化し、健全な水循環を確保する。

- (1) 水源涵養機能の維持向上
- (2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持
- (3) 水辺の保全・再生・創出



#### 2 緑の保全

森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る。

- (1) 森林の保全
- (2) 農地の保全
- (3) 市街地の緑の保全



#### 3 生物の多様性の確保

生物の生息・生育環境の保全等により、生物の多様性を確保する。

- (1) 生態系の多様性の確保
- (2) 種の多様性（種間の多様性）の確保
- (3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保
- (4) 生物の多様性に関する普及啓発



#### 4 自然との触れ合いの推進

多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結びつくような仕組みを構築する。

- (1) 環境活動団体との協働
- (2) 自然との触れ合い施設の活用
- (3) 自然と触れ合える森林の整備



## 第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～

### 1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進



市街地及びデルタ周辺部における水辺や緑の整備・保全及び活用、中山間地及び島しょ部における里地里山の農地、森林の保全等への取組により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する。

- (1) 水辺を生かしたまちづくりの推進
- (2) 緑のまちづくりの推進
- (3) 中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全

### 2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出



本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む。また、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む。

- (1) 美しく品のある都市景観の創出
- (2) ごみのないまちづくりの推進

### 3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備



環境への負荷が少なく、安全に安心して、かつ、快適に利用できる交通体系等の整備を図る。

- (1) 公共交通を中心とした交通体系の整備
- (2) 都市内移動の円滑化
- (3) 環境への負荷の少ない自動車の普及促進
- (4) 自転車・徒歩への転換の促進

### 4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮



都市インフラの維持・更新、公共交通又は福祉サービスにおける効率化等が進んだ、エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る。また、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める。

- (1) 地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進
- (2) 集約型都市構造への転換
- (3) 防災・減災のまちづくりの推進

## 第3節 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

### 1 大気環境の保全



大気汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る。

- (1) 大気汚染の状況の監視
- (2) 自動車排出ガス対策の推進
- (3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進
- (4) 悪臭の防止

### 2 水環境・土壌環境の保全



水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る。また、土壌汚染対策を推進する。

- (1) 水質汚濁等の状況の監視
- (2) 生活排水対策の推進
- (3) 工場・事業場の排水対策の推進
- (4) 水質浄化の推進
- (5) 水質保全に係る広域的な取組の推進
- (6) 土壌汚染対策の推進

### 3 有害化学物質等の対策の推進



有害化学物質等による汚染の状況を監視するとともに、必要な規制、指導等の取組を進める。

- (1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視
- (2) 有害化学物質等の発生源対策の推進
- (3) P R T R制度による対策の推進

### 4 騒音・振動の防止



騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める。

- (1) 騒音等の状況の監視
- (2) 騒音等発生源対策の推進

### 5 ゼロエミッションシティ広島への推進



廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む。

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 産業廃棄物対策の推進

### 6 プラスチックごみ対策の推進



3Rや分別の徹底、不法投棄・ポイ捨て防止などのプラスチックごみ対策をさらに推進する。

- (1) プラスチックごみの発生抑制
- (2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの推進
- (3) 海洋プラスチックごみ対策



## 第4節 地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～

### 1 地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進



地球温暖化防止への取組（緩和策）を進め、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指すとともに、気候変動への適応（適応策）を推進し、さらに、国内外の都市と連携することにより、地球温暖化対策に取り組む。

- (1) 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進
  - ア 省エネルギー対策の推進
  - イ 再生可能エネルギーの導入等の促進
  - ウ 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換
  - エ 二酸化炭素の吸収源等対策の推進
  - オ 代替フロン対策の推進
- (2) 気候変動による影響への適応（適応策）の推進
  - ア 気候変動とその影響への認識・理解の向上
  - イ 気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進
  - ウ 気候変動とその影響に関する調査研究等の推進
- (3) 地球温暖化対策等に関する都市間連携の推進

### 2 オゾン層の保護

過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する。

- (1) フロン類の排出の抑制
- (2) フロン類の濃度の調査



### 3 酸性雨の防止

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する。

- (1) 大気汚染防止対策の推進
- (2) 酸性雨の状況の調査



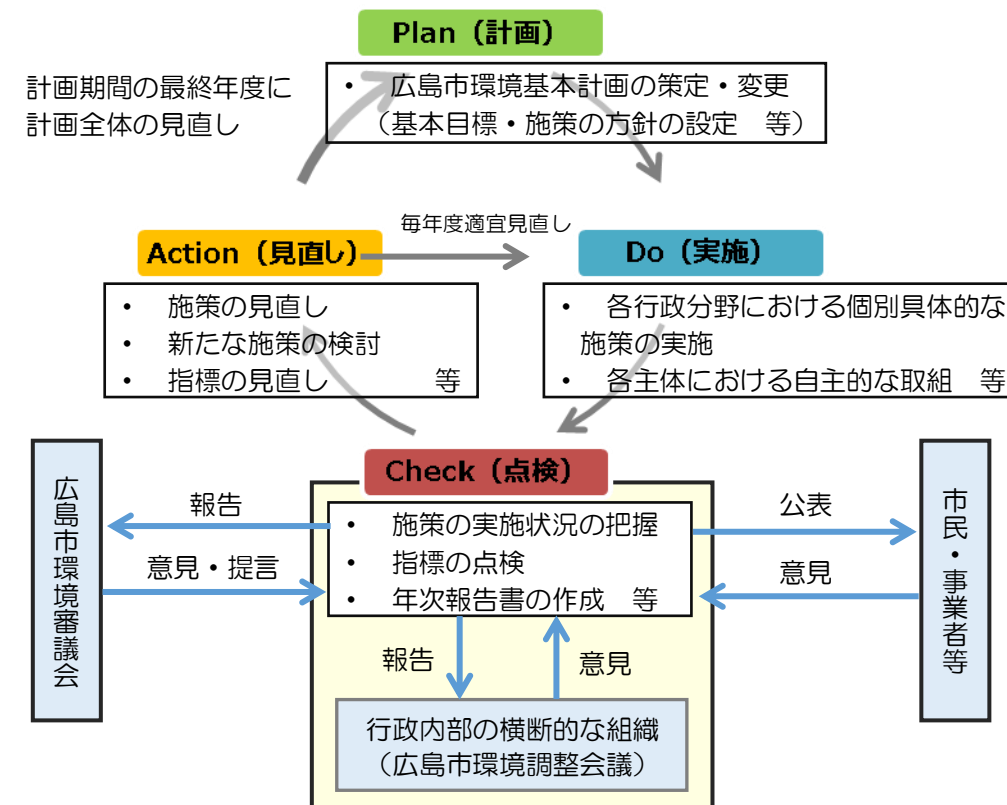
## 6 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

- ア 各主体の役割分担と協働  
市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、協働して本計画を推進する。
- イ 行政内部の組織横断的な調整等  
行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）の設置等により、環境の保全及び創造に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進する。
- ウ 広島市環境審議会  
市長の附属機関として「広島市環境審議会」を置き、各委員が環境基本計画の策定・変更及び進行管理等について専門的な見地から意見を述べる等により、計画の的確な実施に寄与する。

### (2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法）により行う。



#### ア 計画の進捗状況の公表等

計画の進捗状況について、毎年度広島市環境審議会に報告するとともに、本市の環境の状況、環境に関する施策の状況を明らかにした年次報告書を作成し、公表する。

#### イ 計画の見直し

本計画の最終年度（令和7年度（2025年度））において、全体の評価及び見直しを行う。